

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、高知県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (6) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- (7) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (8) ボランティア・NPO活動の振興及び社会貢献活動の支援
- (9) 高齢者の生きがい・健康づくりの推進と社会参加の促進
- (10) 障害者スポーツの振興と障害者の社会参加の促進
- (11) 福祉体験学習の推進
- (12) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (13) 高知県福祉人材センター事業
- (14) 日常生活自立支援事業
- (15) 福祉サービス運営適正化事業
- (16) 社会福祉施設等の第三者評価事業
- (17) 生活福祉資金貸付事業
- (18) 高齢者・障害者への相談援助及び権利擁護の促進
- (19) 災害遺児の修学資金の援助
- (20) 若者の社会的自立への支援
- (21) 生活困窮者の自立への支援
- (22) 社会福祉事業従事者の福利増進事業
- (23) 共同募金事業への協力
- (24) その他この法人の目的達成のため必要な事業

(名称)

第3条 この法人は、社会福祉法人高知県社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業

経営の透明性の確保を図るものとする。

- 2 この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第5条 この法人の事務所を高知県高知市朝倉戊375番地1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第6条 この法人に、評議員20名以上30名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規則に基づき理事会が行う。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の2名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選任・解任委員会の運営についての規則は、理事会において定める。

(評議員の資格)

第8条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第10条 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければなら

ない。理事又は監事の候補者の合計数が第 18 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 17 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役員及び会計監査人

（役員及び会計監査人の定数）

第 18 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 15 名以内
- (2) 監事 2 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長、4 名を副会長、1 名を常務理事、1 名を第 52 条第 1 項第 5 号に掲げる民間社会福祉施設職員退職手当共済事業を担当する理事（以下「共済事業担当理事」という。）とする。
- 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事及び共済事業担当理事をもって同法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。
- 4 法令に定めるところにより、この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第 19 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、常務理事及び共済事業担当理事は、理事会の決議によって、理事のうちから選定する。

（役員資格）

第 20 条 社会福祉法第 44 条第 6 項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第 44 条第 7 項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事及び共済事業担当理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 5 会長、常務理事及び共済事業担当理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第23条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第24条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 26 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

第 5 章 顧問

(顧問)

第 27 条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。

4 任期については、役員の任期に準ずる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、常務理事及び共済事業担当理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会員

(会員)

第34条 この法人に会員及び賛助会員を置く。

- 2 会員及び賛助会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員及び賛助会員に関する規則は、評議員会において別に定める。

第8章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第35条 この法人に部会又は委員会を置くことができる。

- 2 部会又は委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、又は会長の諮問に答え、若しくは意見を具申する。

第9章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第36条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第37条 運営適正化委員会の委員は12名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第38条 運営適正化委員会の委員は、この法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第39条 法人が第37条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

(業務の報告)

第40条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第41条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第10章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第42条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 この法人に、事務局長を1名置くほか、職員を置き、会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び職員の就業に関し必要な事項は、理事会において定める。

第11章 資産及び会計

(資産の区分)

第43条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、公益事業用財産、収益事業用財産及びその他財産の4種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 3,000,000円

(2) 建物

高知県高知市本町4丁目1番37号に所在する鉄骨・鉄筋コンクリート造地下1階付7階建の建物中3階までの部分(1,901.26㎡)

- 3 公益事業用財産は、第52条第1項各号に掲げる事業の用に供する財産とする。
- 4 収益事業用財産は、第53条第1項各号に掲げる事業の用に供する財産とする。
- 5 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 6 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第44条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、高知県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、高知県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る)

(資産の管理)

第45条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。ただし、民間社会福祉施設職員退職手当共済事業に係る退職積立金の運用は、理事会において定める。
- 3 前項に定めるもののほか、資産の管理に関し必要な事項は、理事会において定める。

(事業計画及び収支予算)

第46条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長

が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 47 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（5）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（6）財産目録

2 前項の場合において、会計監査人を置いているときは、同項第3号から第6号までに掲げる書類については、会計監査人の監査を受けておかななければならない。

3 第1項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号に掲げる書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

4 第1項各号に掲げる書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（1）監査報告

（2）会計監査報告

（3）理事及び監事並びに評議員の名簿

（4）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（5）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第 48 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第 49 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

（保有する株式に係る議決権の行使）

第 51 条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第12章 公益を目的とする事業

(種別)

第52条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 介護福祉士修学資金等貸付事業
- (2) 保育士修学資金貸付等事業
- (3) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業
- (4) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
- (5) 民間社会福祉施設職員退職手当共済事業
- (6) 福祉活動支援基金事業

2 前項各号に掲げる事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第13章 収益を目的とする事業

(種別)

第53条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 高知県社会福祉センターの管理・経営
- (2) 図書その他必要物品の販売及び斡旋
- (3) 高知県立ふくし交流プラザの管理・経営
- (4) 高知県立障害者スポーツセンターの管理・経営

2 前項各号に掲げる事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(収益の処分)

第54条 前条第1項の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第4条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第14章 解散及び合併

(解散)

第55条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

2 社会福祉法第46条第1項第1号又は第3号に規定する解散をする場合には、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の決議を得て、高知県知事の認可又は認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第56条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第 57 条 合併しようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の決議を得て、高知県知事の認可を受けなければならない。

第 15 章 定款の変更

(定款の変更)

第 58 条 この定款を変更しようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の決議を得て、高知県知事の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を高知県知事に届け出なければならない。

第 16 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 59 条 この法人の公告は、社会福祉法人高知県社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 60 条 この定款の施行についての必要な事項は、理事会において定める。

附 則（平成 7 年 5 月 25 日）

この定款は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 9 月 25 日）

この定款は、平成 7 年 9 月 25 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 26 日）

この定款は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 24 日）

この定款は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 5 月 28 日）

この定款は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 12 年 3 月 24 日）

この定款は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第28条第1項及び第29条第1項並びに第2項、第32条第2項の改正は、「社会 福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」の施行日から施行する。

附 則（平成12年9月30日）

この定款は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成13年3月22日）

この定款は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、第6条第1項第1号及び第14条第2項の改正規定は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成14年3月22日）

この定款は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年5月29日）

この定款は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日）

この定款は、平成17年5月24日から施行する。

ただし、第5条第2項に規定する広域事務所の廃止は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日）

この定款は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日）

この定款は、平成19年4月1日から施行する。

ただし、第6条第1項第2号、第7条1項及び第14条第2項の改正規定は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成20年1月30日）

この定款は、定款変更認可後の平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日）

この定款は、定款変更認可日をもって施行する。

附 則（平成24年12月4日）

この定款は、定款変更認可後の平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月20日）

この定款は、定款変更認可後の平成26年2月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日）

この定款は、定款変更認可後の平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日）

この定款は、定款変更認可後の平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日）

この定款は、定款変更認可後の平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月13日）

この定款は、平成29年4月1日から施行する。